



野焼き等に 注意しましょう!!

野焼き等を原因とした火災が **毎年** 出火原因の **上位** となっています!



また、野焼き等の火から **着衣着火** や **建物への延焼** など、
身体や財産に損害が生じる事案も発生しています!



野焼き等による火災は、
監視を怠る **風の中での火の取扱い** **残火の処置不十分**
といった原因で発生しています。

野焼き等による火災を防ぐには

- 風の強い日には、野焼き等をしない
- 水バケツなどの消火用具を必ず準備する
- 準備した消火用具で消火できる程度に少しずつ小分けにして燃やす
- 終わるまでは、その場を離れない
- 「いつ、どこで、何を燃やす」のかを事前に近くの消防署に届け出る



Dr. ボーサイ

野焼き等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における「焼却禁止の例外」を除き、禁止されているため、不適正な野焼き等はやめましょう。

焼却禁止の例外とは

- ① 国又は地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却 (伐採した草木や漂着物等)
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却 (災害時における木くず等)
- ③ 農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却 (稲わら、枝条、海産物等)
- ④ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却 (とんど等)
- ⑤ たき火その他日常生活の焼却であって軽微なもの等 (キャンプファイヤー等)
「軽微なもの」とは、その煙によって近所に迷惑がかからない程度



しろまるひめ

○消防局予防課又はお近くの消防署予防担当 ※月曜日～金曜日(9:00～17:00)

お問い合わせ

消防局 予防課 / Tel 079-223-9532
姫路東消防署 予防担当 / Tel 079-288-0119
姫路西消防署 予防担当 / Tel 079-294-0119

飾磨消防署 予防担当 / Tel 079-233-0119
網干消防署 予防担当 / Tel 079-273-0119
中播消防署 予防担当 / Tel 0790-23-0119